



# 鳥取県公報

平成 23 年 3 月 22 日 (火)  
第 8 2 7 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	飼料の試験の結果の概要 (148) (畜産課) . . . . . 2
	公共測量の終了 (149) (技術企画課) . . . . . 2
	指定代理納付者の指定 (150) (会計指導課) . . . . . 2
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (7) . . . . . 3
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (8) . . . . . 3
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (5) (文化財課) . . . . . 3
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第148号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成23年2月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成23年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				動物性飼料	肉骨粉	
日野郡日南町 日南TMRセンター	日野郡日南町神戸上 3337-3 日南TMRセンター	日南ミックス	平成23年2月	動物性飼料	肉骨粉	無
鳥取市 有限会社ティー エムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエム アール鳥取	タイプKW	〃	〃	〃	〃
東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町大字金 屋大高谷22-83 川東飼料組合	TMR中原	〃	〃	〃	〃

## 鳥取県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（境港市内浜地区地形図作成）
- 2 作業地域 境港市内浜地区
- 3 終了年月日 平成23年2月25日

## 鳥取県告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成23年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7-1	インターネットを利用して納付する鳥取県への寄附金	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（県と指定代理納付者との契約に基づき当該契約を1年間延長する場合は、当該契約が解除された場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。）

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第7号

境港市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

施設の名称	所在地
鳥取県立夢みなとタワー	境港市竹内団地255-3

### 鳥取県選挙管理委員会告示第8号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成23年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市鹿野町水谷集会所	鳥取市鹿野町鹿野735-1
鳥取市鹿野町木梨集会所	鳥取市鹿野町岡木496-5

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第5号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年3月22日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

絵画の部

名称	員数	所在の場所
紙本金地著色竹梅図・紙本著色草虫図衝立	1 基	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

## 彫刻の部

名称	員数	所在の場所
木造阿弥陀如来立像	1 軀	東伯郡三朝町大字三徳1010
木造蔵王権現立像	1 軀	三徳山三佛寺

## 歴史資料の部

名称	員数	所在の場所
旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両附関連資料一括		
一 デハ201形203号電動客車（車両銘板を含む。）	1 両	西伯郡南部町法勝寺336 南部町立西伯小学校
二 フ50形フ50号附随客車	1 両	米子市道笑町一丁目 2 - 4 米子市元町パティオ広場
三 関連資料		西伯郡南部町下中谷1008 板祐生出会いの館
手用制動機ハンドル	1 箇	
逆転機ハンドル	2 箇	
空気制動機ハンドル	4 箇	
通票式閉塞装置	1 箇	
棒形通票	2 箇	
打音検査用ハンマー	2 箇	
行先表示板	2 箇	
曲線用レールゲージ	1 箇	
色灯式 2 灯信号機	1 箇	
壁掛け式電話機	1 箇	
駅長印	6 箇	
列車時刻変更通知書入袋	1 箇	

## 考古資料の部

名称	員数	所在の場所
蔵見 3 号墳出土鷗尾付陶棺附出土遺物一括		鳥取市湯所町一丁目148 - 2 鳥取市出土品収蔵庫
一 鷗尾付陶棺 陶棺残欠	1 箇	
二 須恵器		
坏蓋	21 箇	
坏身	19 箇	
高坏	1 箇	

平瓶	2 箇	
長頸壺	2 箇	
鳥形瓶	1 箇	
装飾須恵器片	6 箇	
三 青銅製品		
鐔	1 箇	
(昭和51年度から平成8年度までの出土遺物)		

## 建造物の部

名称	員数	所在の場所
尾崎家住宅		東伯郡湯梨浜町大字宇野1518
主屋	1 棟	
ブツマ	1 棟	
土蔵	1 棟	
新蔵	1 棟	
質蔵	1 棟	
南蔵	1 棟	
米蔵	1 棟	
味噌蔵	1 棟	
板蔵	1 棟	
ワラ置場	1 棟	
旧味噌蔵・薪小屋	1 棟	
門長屋	1 棟	
附塀	1 棟	

---

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成23年3月23日から同年5月23日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び西部総合事務所県民局（米子市鞆町一丁目160）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成23年5月23日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林哲朗  
米子市東福原六丁目12-40  
大和情報サービス株式会社 代表取締役社長 福島長男

東京都台東区上野七丁目14-4

- 2 大規模集客施設の名称  
丸合西伯店  
ドラッグストアウェルネス西伯店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
西伯郡南部町阿賀226-1
- 4 大規模集客施設の用途  
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積  
3,407平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成23年8月20日